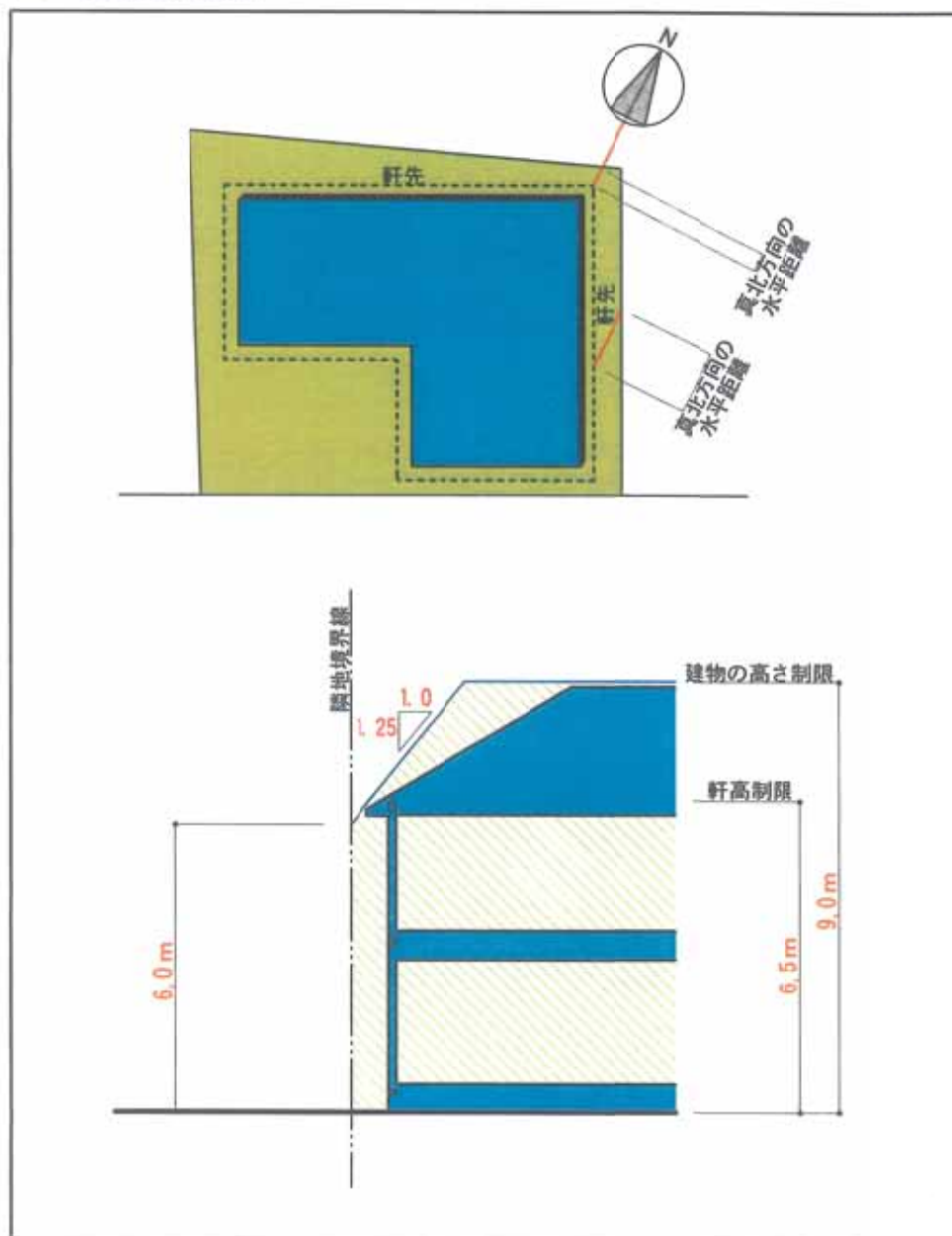


樹景の街「ゴールデンコート川口幸町」建築協定の概要

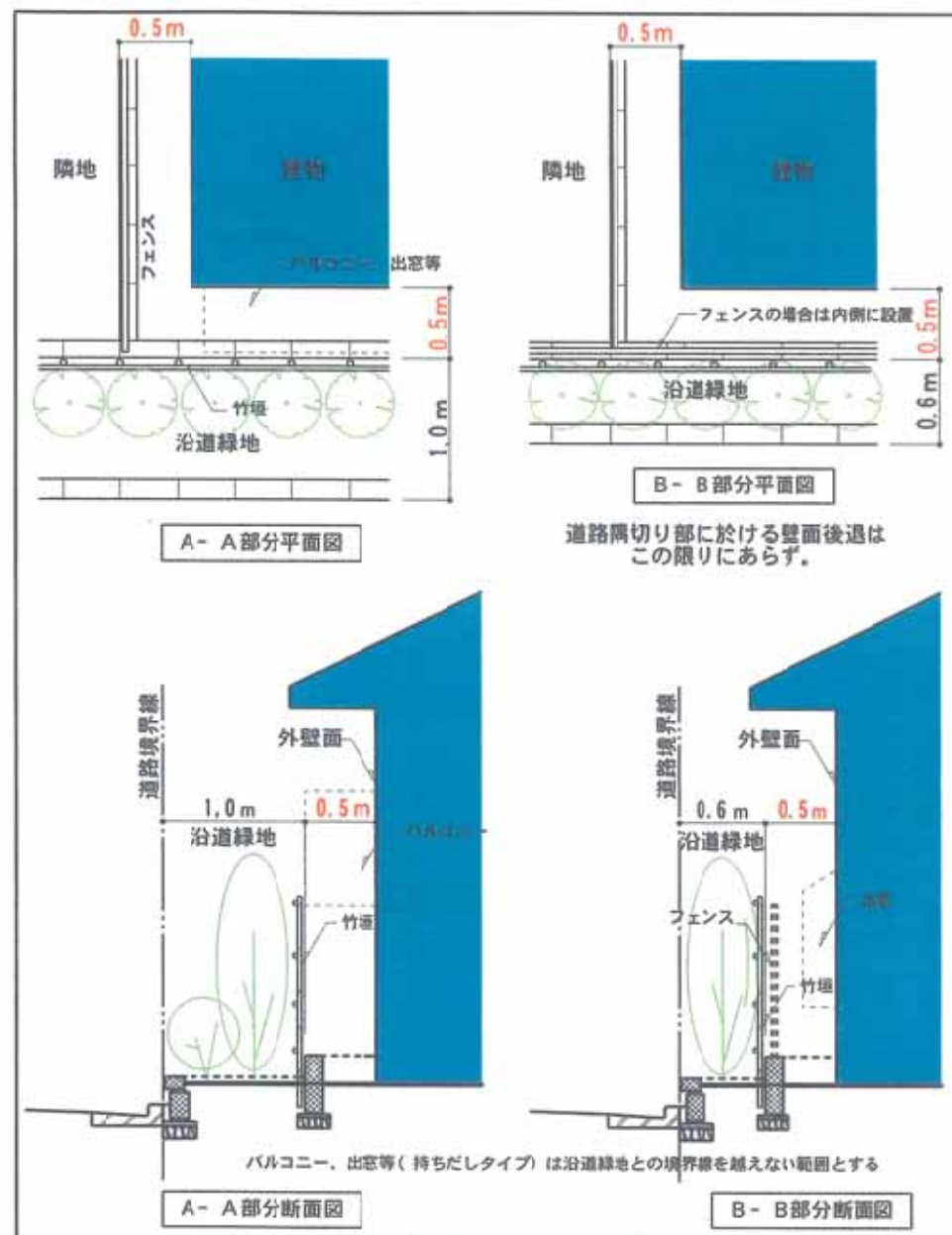
協定の地名地番	川口市幸町1丁目49-4、-5、-6、-7、-8、 -9、-10、-11、-12、-13、-14、-15、-16、-17、-18 52-3、-4、-5、-6
認可年月日	平成20年2月5日
関係権利者数	17人
有効期間	10年（以降更新）
協定区域の面積	3,249.14㎡
用途地域	準工業地域
建築物の制限内容	1 建築物に関する規定 (1) 建築物は一つの宅地に1棟の建築物とし、その建築物の用途は専用住宅及びこれに付属する車庫、物置に限る。一つの宅地とは分譲時に宅地割をしたときの区画を示し、これを細分化し分譲時の区画数を超えることは出来ない。原則として分譲時における地盤面の高さは変更してはならない。 (2) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は60%以下とする。また、角地においての緩和は行ないものとする。 (3) 建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合は150%以下とする。 (4) 建築物の階数は地階を除き2以下とする。 建築物の高さは地盤面から9メートル、軒高は6.5メートルをそれぞれ超えてはならない。 建築物の各部分の高さは、隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じたものに6メートルを加えたもの以内とする。 (5) 建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から道路及び隣地境界線までの距離の最低限度は別紙(2)図に示した距離とする。 (6) 外壁及び屋根の色については原色を避け住宅地としての景観に調和した色彩とする。 (7) 道路境界面においては建築物及び車庫の門は境界面から0.6メートル後退位置に設けるものとする。 塀を設ける場合は生垣の内側に開放性のあるフェンス等

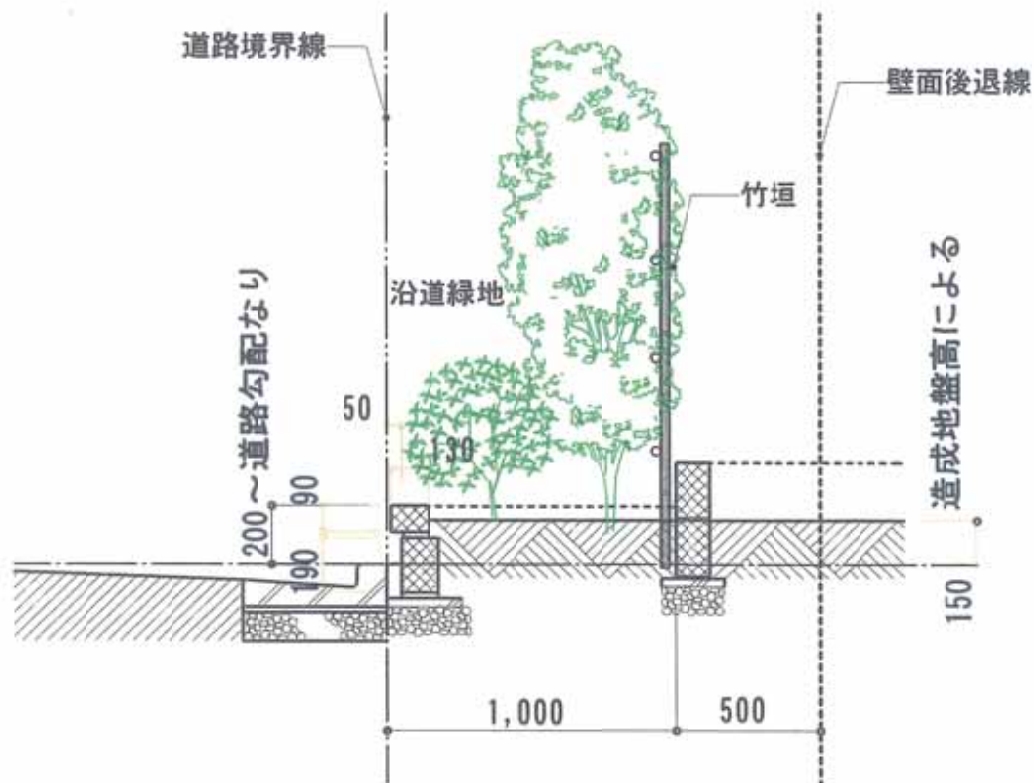
	とし、その高さは敷地の地盤面から 1.2 メートル以下とする。 (8) 建築物の増改築は関係法令及び本協定を遵守の上、周辺環境との調和を考慮して行うこと。 (9) 車庫の出入り口を交差点の隅切り部分に設けてはならない。 2 緑化に関する基準 (1) 協定者はこの協定の目的である緑の環境の維持増進を図るため、協定の区域内において樹木などの植栽及び保護など緑化推進に協力するものとする。 (2) 道路境界の民地側に沿道緑地帯を設け、植栽を行い協定者が管理するものとする。別紙(3)図参照 但し、建築物及び車の進入口部分として幅 5 メートルを限度に沿道緑地を除くことが出来る。 (3) 敷地内は積極的に植栽して緑化を図るものとし、樹木等(生垣、沿道緑地部分を含む)植栽する面積は敷地面積の 10%以上を確保すること。そのうち少なくとも 1 本以上は高木(成木時 3.5 メートル以上)を植栽するものとする。敷地内の植栽は建築物完成後 1 年以内に完了するものとする。 緑の保全を図るため樹木等の剪定、整枝及び病虫害防除などを適宜に実施するものとする。
--	--

■ 建物の形態

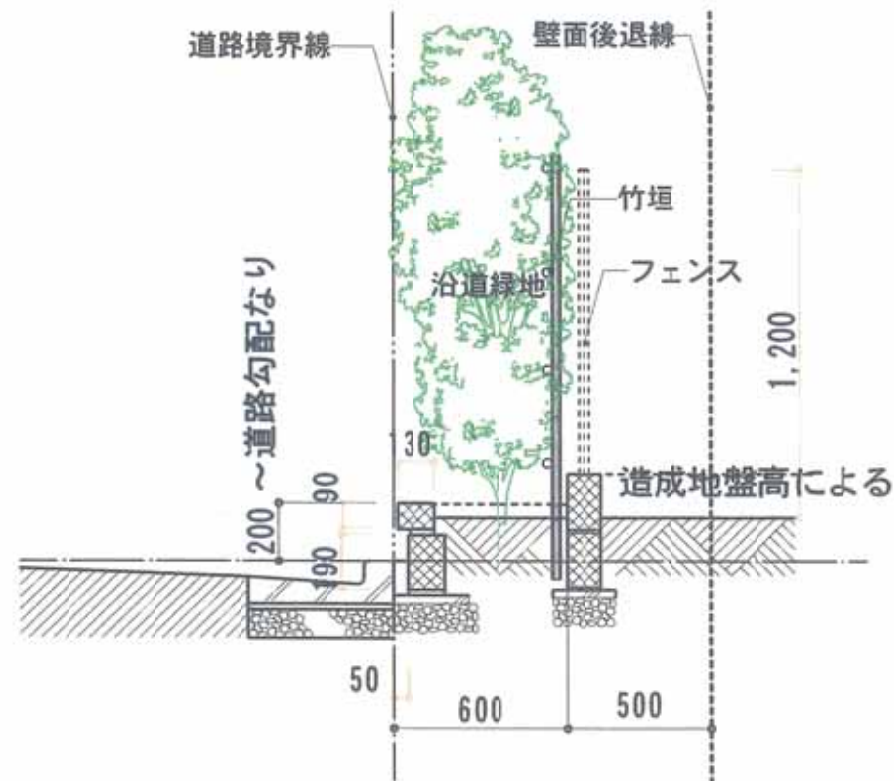


■ 道路及び隣地境界線から建築物の外壁面までの距離





A- A断面 $S=1/25$



B- B断面 $S=1/25$

道路隅切り部に於ける壁面後退はこの限りにあらず。
バルコニー、出窓等（持ちだしタイプ）は沿道緑地との境界線を越えない範囲とする